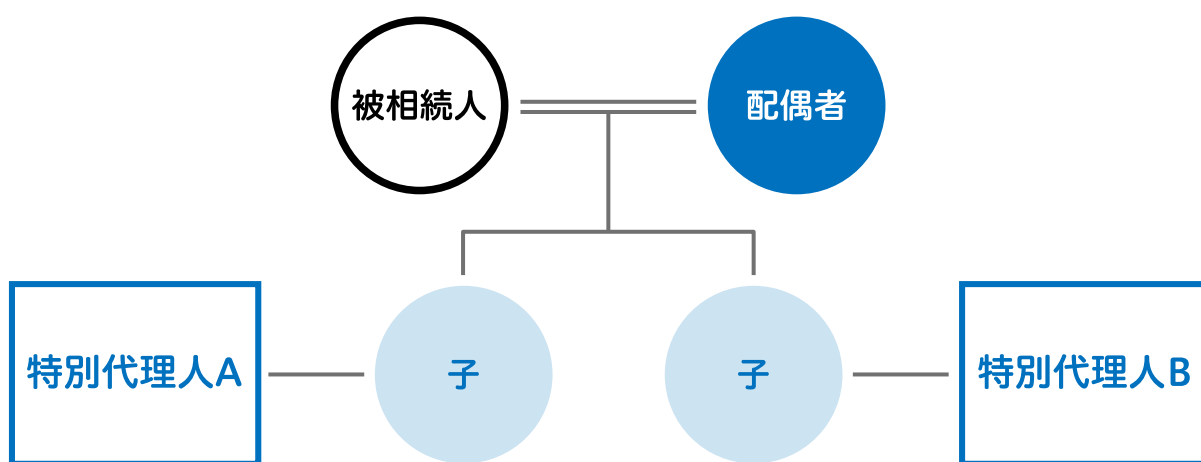


③ 相続人に未成年者がいる場合

- 被相続人の配偶者とその未成年の子が相続人となる場合、相続手続は親権を行う親と子供の間で利益が反する行為にあたるため、親は子の特別代理人の選任を家庭裁判所に申し立てていただく必要があります。
- 子が相続放棄する場合であっても、特別代理人の選任が必要です。
- 未成年の子が複数いる場合、それぞれ別の特別代理人の選任が必要です。
- 特別代理人には相続人以外の成人であればどなたでも申請が可能です。



● 必要書類

特別代理人選任審判書(原本)と選任された特別代理人の印鑑証明書の提出が必要です。

● 相続手続依頼書の記入・捺印について

相続手続依頼書には選任された特別代理人の方がご署名・ご捺印をお願いいたします。

お名前	楽天 花子	続柄	妻	実印	
ご住所	〒111-1111 東京都●●区●●1-2-3				
お名前	楽天 一男	続柄	長男	実印	
ご住所	〒111-1111 東京都●●区●●1-2-3				
お名前	株式 一英	続柄	長女	実印	
ご住所	〒222-2222 東京都▲▲区▲▲4-5-6				

記入例

氏名欄には未成年相続人氏名と特別代理人氏名を併記し、住所欄は未成年相続人の住所をご記入ください。

お名前	未成年相続人氏名 特別代理人	続柄	被相続人と未成年相続人 との続柄	実印
ご住所	〒 - 未成年相続人の住所			特別代理人 の実印